



Title	北海道大学法学部法学会記事(昭和三八年一〇月～昭和三九年二月)・北海道大学法学部民事法研究会記事(昭和三八年一〇月～昭和三九年二月)・北海道大学法学部公法研究会記事(昭和三八年一〇月～昭和三九年二月)・北海道大学法学部政治学研究会記事(昭和三八年一〇月～昭和三九年二月)・北海道大学法学部刑事法研究会記事(昭和三八年一〇月～昭和三九年二月)
Citation	北大法学論集, 14(3-4), 252-259
Issue Date	1964-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/27830
Type	bulletin (other)
Note	雑報
File Information	14(3_4)_P252-259.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

(昭和三八年一〇月～昭和三九年二月)

一一、一〇月二日(水)

○ アメリカの平和運動とニグロ市民権運動 松沢弘陽

一二、二月二〇日(金)

○ 著作権の本質とその効果 半田正夫

一三、二月二八日(金)

○ 学大問題について 十亀昭雄

北海道大学法学部民法研究会記事

(昭和三八年一〇月～昭和三九年二月)

一〇、一〇月四日(金) 最高裁判所判例研究

○ 他人の権利の処分と追認(昭和三七年八月一〇日判決 民

集一六卷八号一七〇頁)

曾根理之

○ 小切手による弁済提供と民法第四九三条(昭和三七年九月

二二日判決 民集一六卷九号二〇四頁) 小林克彦

○ 民法第九四条第二項の類推適用を認めたる事例(昭和三七

年九月一四日判決 民集一六卷九号一九三五頁)

川井 健

一一、十一月一日(金) 最高裁判所判例研究

○ 民法第九六九条第四号但書にいう「遺言者が署名すること

ができない場合」にあたることされた事例(昭和三七年六月八

日判決 民集一六卷七号二九三頁) 石川恒夫

○ 詐害行為取消の訴と債権の消滅時効の中断(昭和三七年一

〇月一二日判決 民集一六卷一〇号二一三〇頁)

坂下 誠

○ 電気工作物に瑕疵があるとされた事例(昭和三七年一月

八日判決 民集一六卷一〇号二二六頁) 佐保雅子

一二、一月一五日(金) 最高裁判所判例研究

○ 抵当権の順位の譲渡の効力(昭和三八年一月一八日判決

民集一七卷一号二二頁)

岸田昌洋

○ 偽造の登記申請委任状によつてなされた登記が有効とされ

た事例(昭和三七年五月二四日判決 民集一六卷七号二二五

一頁)

宮永 広

○ 抵当権設定の仮登記後第三者が所有権取得登記をした場合

における仮登記権利者のなす本登記請求の相手方(昭和三七

年五月二五日判決 民集一六卷五号一一八四頁)

- 期限後裏書と悪意の抗弁（昭和三十七年九月七日判決 民集一六卷九号一八七〇頁） 半田正夫
渡辺正昭
- 家屋賃借人の事実上の養子として待遇されていた者が賃借人の死後において家屋に居住できるとされた事例（昭和三十七年二月二十五日判決 民集一六卷二二号二四五五頁） 中川良延
- 民法第八二六条の利益相反行為と行為の動機（昭和三十七年一〇月二日判決 民集一六卷一〇号二〇五九頁） 小林克彦
- 自動車損害賠償保障法第三条本文にいう「他人」のうちには当該事故自動車の運転者は含まれるか（昭和三十七年二月一四日判決 民集一六卷二二号二四〇七頁） 神田孝夫
- 一四、二月六日（金）最高裁判所判例研究
- 伐木所有権を対抗できない事例（昭和三十七年六月二三日判決 民集一六卷七号一三三四頁） 宮永広
- 農業協同組合連合会は民法第一七三条第一号にいう生産者及び卸売商人にあたるか（昭和三十七年七月六日判決 民集一六卷七号一四六九頁） 坂下誠
- 約束手形の裏書人たる破産者が被裏書人から手形を受け戻すにつき手形金額の支払をした場合と破産法第七三條第一項の類推適用の有無（昭和三十七年一月二〇日判決 民集一六卷一〇号二二九三頁） 曾根理之
- 中小企業等協同組合法にいう「従たる事務所」の意義（昭和三十七年二月二十五日判決 民集一六卷二二号二四三〇頁） 藤原雄三
- 一五、二月一三日（金）最高裁判所判例研究
- 詐害行為取消債権者は受益者より引渡を受けた価格賠償金を他の債権者に分配する義務を負うか（昭和三十七年一〇月九日判決 民集一六卷一〇号二〇七〇頁） 岸田昌洋
- 債務の履行不能後目的物の価格が値上りした場合に請求しうる損害賠償額（昭和三十七年一月一六日判決 民集一六卷一一号二二八〇頁） 渡辺正昭
- 一六、昭和三十九年一月一七日（金）最高裁判所判例研究
- 内縁関係を破綻させた第三者の不法行為の成否（昭和三十八年二月一日判決 民集一七卷一六〇一頁） 宮永広
- 電信為替取引契約の解釈（昭和三十八年二月二六日判決 民

集一七卷一四八頁) 石田 満

○ 約束手形の振出は商法二六五条にいう取引にあたるか(昭和三八年三月一四日判決 民集一七卷一三三三五頁)

藤原 雄三

○ 建物賃貸人の有する借地法第一〇条の規定による建物買取請求権と建物賃借人による代位行使の許否(昭和三八年四月

二三日判決 民集一七卷三三五六頁) 坂下 誠

一七、一月三一日(金)最高裁判所判例研究

○ 親権者の債務の担保のため未成年者の不動産に抵当権を設定するについての特別代理人選任の審判と被担保債権額の表示の要否等(昭和三七年二月六日判決 民集一六卷一三二二三頁)

渡辺 正昭

○ 建物賃貸借契約の合意解除を転借人に対抗できるとされた事例(昭和三八年四月二二日判決 民集一七卷三三三三三頁)

神田 孝夫

○ 大韓民国人について昭和三十一年当時生じた遺産相続の相続人(昭和三十七年八月一〇日判決 民集一六卷八七一七二頁)

五十嵐 清

○ 従業員が会社の承認を得ないで公職に就任したときは懲戒

解雇する旨の就業規則条項の効力(昭和三八年六月二二日判決 民集一七卷五七五四頁) 佐保 雅子

一八、二月七日(金)最高裁判所判例研究

○ 民法上の組合の業務執行者の代理権限の制限と第三者に対する対抗力(昭和三八年五月三一日判決 民集一七卷四四〇〇〇頁)

川井 健

○ 手形振出の原因関係上の債権の消滅と利得償還請求権の成否(昭和三八年五月二二日判決 民集一七卷四四五六頁)

坂下 誠

○ 賃料の前払と借家法第一条第一項の適用(昭和三八年一月一八日判決 民集一七卷一三二二三頁)

岸田 昌洋

○ 労災保険金の受給権者が損害賠償債務を免除した後の保険給付と労働者災害補償保険法第二〇条第一項の適用の有無(昭和三八年六月四日判決 民集一七卷五七七一六頁)

宮永 広

一九、二月二一日(金)最高裁判所判例研究

○ 確定判決に基づく強制執行と権利の濫用(昭和三十七年五月二四日判決 民集一六卷五五一五七頁)

岸田 昌洋

○ 文書の郵送と書証の提出(昭和三十七年九月二一日判決 民

集一六卷九号二〇五二頁)

小林克彦

○ 証書の一部の排斥は明示するを要するか(昭和三十七年三月二三日判決 民集一六卷三号五九四頁) 渡辺正昭

○ 訴の取下に対する同意の拒絶とその撤回の可否(昭和三十七年四月六日判決 民集一六卷四号六八六頁) 曾根理之註(1) 小山昇、民商法雑誌四七卷五号八一五頁。

北海道大学法学部公法研究会記事

(昭和三十八年一〇月~昭和三十九年二月)

九、一〇月四日(金) 判例研究

○ 警察官の現行犯逮捕について手段に違法があるとし国家賠償法による賠償を命じた事例(大阪地裁昭和三十七年一月九日 判例時報三二〇号七頁) 神谷昭

○ 国税滞納処分となされた債権差押処分に対し第三債務者は被差押債権の不存在を理由として差押処分の取消、無効確認を求めることができない(大阪高裁昭和三十七年六月一八日 判例時報三二二号一五頁) 中村陸男

○ 社会保険医療担当者監査要綱に基づき都道府県知事が保険医に対しなした戒告の措置は行政事件訴訟特例法一条にいう

行政庁の処分にあたるか(最高裁昭和三十八年六月四日 判例時報三四三号二五頁) 神谷昭

一〇、一〇月八日(金) 判例研究

○ 行政庁のなすべき処分の内容が一義的に明白である場合には裁判所は給付命令を発することができる(東京地裁昭和三十七年一月二十九日 判例時報三二三号四頁) 小岩洋

○ 納税者訴訟の前置手続たる監査請求の対象事項(大阪高裁昭和三十七年九月二〇日 判例時報三三三号一六頁) 林茂保

○ 告訴権者は相当期間経過後は告訴事件につき起訴不起訴の決定をなすべきことを請求できる(東京地裁昭和三十七年二月二五日 判例時報三三四号一五頁) 今村成和

一一、一〇月一五日(金) 判例研究

○ 文部省等共催道徳教育指導者講習会の合法・合憲性(大阪高裁昭和三十七年七月一八日 判例時報三二五号九頁) 熊本信夫

○ 審査決定の理由付記が不備で決定が違法とされた例(最高裁昭和三十七年二月一六日 判例時報三二五号一四頁) 神谷昭

神谷昭

二二、一月二二日(金) 判例研究

○ 厚生省通達「墓地埋葬等に関する法律」三条の解釈について「は行政訴訟の対象にならない(東京地裁昭和三七年二月二二日 判例時報三二六号五頁) 深瀬 忠 一

○ 公職選挙法六八条の二が適用できないとされた例(最高裁昭和三七年二月二五日 判例時報三二六号二〇頁) 中村 睦 男

二三、一月六日(金) 判例研究

○ 東京都条例違反事件差戻審判決(東京地裁昭和三八年二月二日 判例時報三三八号六頁) 小岩 洋

○ 不在者投票が違法でないとされた例、ほか(最高裁昭和三八一年一月三十一日 判例時報三二八号二〇頁) 林 茂 保

二四、一月三日(金) 判例研究

○ 対日平和条約による在外財産の喪失については国に補償の責任はない(東京地裁昭和三八年二月二五日 判例時報三二九号七頁) 今村 成 和

○ 市から下水道敷の占有許可をえた者がその上に建物を所有して他人に損害を与えた場合と市の責任(大阪地裁昭和三七年二月二五日 判例時報三三〇号三三頁) 熊 本 信 夫

一五、二月二七日(金)

○ 自衛隊法一二二条の違憲性 深瀬 忠 一
一六、一月二七日(金)

○ 義務教育用教科書代の保護者負担は合憲(東京高裁昭和三七年二月一九日 判例時報三三一号一九頁) 神 谷 昭

○ 国のアルコール工場の廃水により被害を受けた稲作の損害と井戸掘費用の賠償(水戸地裁土浦支部昭和三七年八月三十一日 判例時報三三二号二五頁) 中村 睦 男

一七、一月三十一日(金) 判例研究

○ 労働組合の統制権と組合員の公職選挙に立候補する自由との関係(札幌高裁昭和三八年三月二六日 判例時報三三三号五頁) 小岩 洋

○ 旧自作農創設特別措置法による売渡農地と取得時効(大阪地域昭和三八年四月一日 判例時報三三三号二二頁) 林 茂 保

○ 不申告決定をすべき場合に更正処分をした場合の右更正処分取消請求の当否(東京高裁昭和三八年三月一三日 判例時報三三四号三六頁) 今村 成 和

一八、二月四日(金)判例研究

○ いわゆる納税者訴訟の判決で土地売買契約の無効確認請求

および所有権移転登記抹消請求を容認した例(千葉地裁昭和

三八年三月二十九日 判例時報三三三二号二二頁)

深瀬 忠一

○ 線香護摩による加持祈禱の行と信教の自由の限界(最高裁

昭和三八年五月十五日 判例時報三三五号一一頁)

熊本 信夫

一九、二月二十四日(金)判例研究

○ 買収農地を転用転売しても買収処分は無効にならない(東

京地裁昭和三八年五月二三日 判例時報三三六号二四頁)

神谷 昭

○ 死者を所有者と表示した農地買収計画の適否(大阪地裁昭

和三八年五月二三日 判例時報三三七号二九頁)

深瀬 忠一

○ 市町村境界変更に関する住民投票が無効とされた事例(名

古屋高裁昭和三八年五月二七日 判例時報三三九号二八頁)

中村 睦男

北海道大学法学部政治学研究会

(昭和三八年一〇月~昭和三九年二月)

一、一〇月四日(金)

○ M. Ostrogorsky, "Democracy and the Organization of Po-

itics" 研究会

二、一〇月一日(金)

○ 同右 研究会

三、十一月一日(金)

○ 世論と外交政策

四、十一月四日(木)

○ 政治的世界の成立

五、十二月三日(土)

○ Ostrogorsky 研究会

六、十二月五日(水)

○ 政治機構論

七、一月一七日(金)

○ Ostrogorsky 研究会

八、二月二〇日(木)

○ George Guy-Grand, "Pour connaître la pensée de Proudhon" の紹介

中村 睦男

吉川 宏

富田 容甫

十亀 昭雄

北海道大学法学部刑事法研究会記事

(昭和三八年一月〜昭和三九年二月)

繼

これまで北大では、刑事法を専攻する者の数が少なかったため、刑事法研究会を独立させることはできなかった。しかし、いまや田宮助教授が留学から帰り、小暮助教授を迎えて一年余、大学院にも刑事法の専攻者が出現した。ここで、一九六三年一月、ここに機が熟したと判断して、かねて宿願の刑事法研究会を発足させることにした。さし当って、最高裁を中心とした最新の判例批評を生な研究テーマとする。現在の会員は、田宮裕、小暮得雄(以上北大助教授)、福田秀策(北海道学芸大助教授)、内田文昭(北海学園大講師)、能勢弘之(北大助手)、宮永広、小岩洋、林茂保(以上北大大学院学生)である。なお、いぜん陣容が手薄なため、当分の間、隔回ごとに、別に裁判官を中心とする実務家と結成している札幌刑事法研究会と合同で研究会を開くことにした。

一、一〇月二六日(土)

○ 「一方通行」の道路の出口等に設置すべき道路標識(最判昭和三十七年四月二〇日刑集一六卷四号四二七頁)

小暮得雄

○ 公判期日を追って指定する旨の裁判長の処分が迅速裁判の要請に著しく反し違法であるとされ、特別抗告について刑罰

四二一条を準用した例(最決昭和三十七年二月一四日、刑集一六卷二号八五頁) 田宮裕

二、十一月三日(水)

○ 刑法二四七条の「財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキ」の意義(最判昭和三十七年二月一三日、刑集一六卷二号六八頁) 内田文昭

○ 地方税法に規定された遊興飲食税の特別徴収制度の合憲性(最判昭和三十七年二月二日、刑集一六卷二号一〇七頁) 小岩洋

○ カモンカの鞆皮は昭和三三年法律第五一号による改正前の狩猟法第二〇条にいわれる鳥獣に含まれるか(最判昭和三十七年三月八日、刑集一六卷三号二六七頁) 林茂保

三、十一月三〇日(土)

○ 県教職員組合役員組合員に対する所為が正当行為といえない事例(最判昭和三十七年一月三日、刑集一六卷一号一一頁) 宮永広

○ 偽造にかかる運転免許証を携帯して自動車を運転したにす

ぎない場合に偽造公文書行使が成立するか（最判昭和三十六年五月三日、刑集一五卷五号八一二頁）

井田友吉・高升五十雄

四、二月一日（水）

○ 刑訴法に定めた簡易公利手続の合憲性（最判昭和三十七年二月三日、刑集一六卷二号二〇三頁） 能勢弘之

○ 殺人の目的で静脈内に空気を注射する行為と不能犯（最判昭和三十七年三月三日、刑集一六卷三号三〇五頁） 小暮得雄

五、二月二五日（水）

○ 刑法二〇八条の二第二項の罪が成立するには、積極的に自ら進んで他人に害を加える目的のあることを要するか（最判昭和三十七年三月二七日、刑集一六卷三号三二六頁） 小岩洋

○ 児童福祉法第六〇条第一項の罪と売春防止法第一二条の罪とが想像的競合となる事例（最判昭和三十七年四月二六日、刑集一六卷四号四四九頁） 林茂保

○ 選挙運動報酬等として供与された金銭が、受供与者の手許で、一旦他の預金と共に預金された後、供与者に返還された

場合の価額の追徴（最判昭和三十七年五月一日、刑集一六卷五

号四七〇頁）

田宮裕

六、一月二五日（土）

○ 横領と背任の關係について（最判昭和三十三年一月一日、刑集一二卷一四号三四六頁、最判昭和三十四年一月一三日、刑集二三卷二号一〇二頁） 内田文昭

○ 白鳥事件上告審判決（最判昭和三十八年一月一七日、判例時報三四九号二頁） 能勢弘之

七、二月二日（水）

○ 刑務所長の事前の命令なき戒具の使用が適法な職務の執行と認められた事例（最判昭和三十七年七月二日、刑集一六卷七号二二八七頁） 小暮得雄

○ 被害者の傷害と死亡との間の因果關係の存否に関する判断に理由不満があつて刑訴第四二一条第一号にあたることされた事例（最判昭和三十七年八月二日、刑集一卷八号二二〇三頁） 林茂保

○ 刑罰法令の規定に従い一の犯罪につき法定の主刑を科した上、没収又は追徴を科することは憲法三九条後段の規定に違反するか（最判昭和三十七年一月七日、刑集一六卷一一号一五〇五頁） 小岩洋